

記号		b-8-10
区分	大分類	専門的・技術的職業従事者
	中分類	教員
	小分類	その他
解説		専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの含まれる。
補足		
業種例		洋裁学校講師;裁縫教師(教育施設)看護師・助産師学校教員;歯科衛生士学校講師;テレビ技術学校講師;情報処理技術者養成学校講師;デザイナー学院講師;英会話学院講師;専門学校教員;各種学校・専修学校講師;調理学校教員;理・美容学校教員;経理・簿記学校教員;教員養成所教員;保育専修学校教員;職業訓練指導員(公共職業訓練施設);職業訓練指導員(民間企業、団体);司法研修所教官;少年院教官;防衛大学校教員(自衛官でないもの);自治大学校教員;海上保安大学校教員(海上保安官でないもの);航空保安大学校教員;警察大学校教員(警察官でないもの);警察学校教員(警察官でないもの);水産大学校教員;職業能力開発大学校教員;予備校の教員;自動車教習所指導員;裁判所職員総合研修所教官

業種一覧にもどる